

議案第133号

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例

川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「の収入」の次に「。次項及び第32条第2項において同じ。」を加え、同条第2号中「第33条」を「第33条第1項」に改め、「による」の次に「報告の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市営住宅の使用者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「住宅省令」という。）第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。第32条第2項において同じ。）が第30条第1項の規定に基づく収入の申告をすること及び第33条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該使用者の市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、住宅省令第9条に規定する方法により把握された収入に基づき第30条第2項の規定により決定された収入に応じて、近傍同種の住宅の家賃以下で、住宅法第16条第4項及び住宅令第2条に規定する算定方法により算出された額とする。

第15条第2項中「前条第1号に規定する」を「前条第1項第1号又は同条

第2項に規定する決定された」に改める。

第17条第2項中「第32条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第18条第1項第1号中「建設省令」を「住宅省令」に改める。

第30条の2第3項中「及び第32条第1項」を「並びに第32条第1項及び第2項」に改める。

第32条第1項中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第14条第1号に規定する収入に応じて」を「第14条第1項第1号又は同条第2項に規定する決定された収入を勘案して」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項及び第15条」を「第15条及び前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居指定日から引き続き3年以上入居している市営住宅の利用者が、第30条第3項の収入基準を超える収入のある場合において、同条第1項の規定に基づく収入の申告をすること及び第33条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、第14条第2項及び前項の規定にかかわらず、収入基準超過があると決定された当該利用者の市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、住宅省令第9条に規定する方法により把握された収入に基づき第30条第2項の規定により決定された収入を勘案して、近傍同種の住宅の家賃以下で、住宅令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定による算定方法により算出された額とする。

第33条第1項中「第32条第4項」を「第32条第5項」に、「第4項を」を「第5項を」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項の

改正規定（「第 1 1 条」を「第 1 2 条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

公営住宅法の一部改正に伴い、認知症等により収入の申告等が困難な事情にある者の市営住宅の使用料を、官公署の書類の閲覧等により把握する収入に応じた額とすること等のため、この条例を制定するものである。